

○島本町個人情報保護条例

昭和60年3月20日

条例第2号

注 平成17年9月13日条例第16号から条文注記入る。

改正 昭和62年 3月12日条例第 1号

平成 6年 3月 4日条例第 1号

平成17年 9月13日条例第16号

平成17年12月28日条例第22号

平成27年9月14日条例第20号

平成28年3月29日条例第8号

平成29年3月3日条例第1号

令和元年12月24日条例第32号

令和3年7月28日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、島本町人権擁護に関する基本条例(昭和60年島本町条例第1号)第1条の目的を達成するうえにおいて個人に関する情報の保護が必要不可欠であることに鑑み、個人情報の開示及び訂正等に関する住民の権利並びに町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、個人情報の保護及びこれに関する施策の基本となる事項を定め、もって住民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(平17条例16・一部改正)

(基本理念)

第2条 個人情報を取り扱うすべてのものは、個人の尊厳を旨とし、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない。

(適用上の注意)

第3条 この条例は、第1条の目的を達成するためのものであつて、これを濫用し、この条例の適用を受けるものの自由及び権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該

- 個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (2) 「管理等」とは、個人情報の収集、記録、所持又は保管(以下「管理」という。)及び利用(個人情報の加工を含む。)又は提供をいう。
- (3) 「実施機関」とは、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第3条第3号に規定する実施機関をいう。
- (4) 「住民」とは、本町に住所を有する者又は勤務する者及び在学する者並びに本町に住所を有しないが実施機関に当該個人情報の管理等をされる者又はされている者をいう。ただし、第6条及び第24条に規定する住民は、本町に住所を有する者をいう。
- (5) 「事業者」とは、本町に事務所又は事業所を有する法人、個人及びその他の団体並びに本町に事務所又は事業所を有しないが住民の個人の情報の管理等を行い、又は行おうとする法人、個人及び団体をいう。
- (6) 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (7) 「電子計算機処理」とは、電子計算機を利用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
- ア 専ら文書を作成するための処理
- イ 専ら文書図面の内容を記録するための処理
- ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- エ 専ら文書図面の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (8) 「個人情報取扱事務」とは、個人情報を取り扱う事務をいう。
- (9) 「個人情報取扱事務受託者」とは、実施機関から個人情報取扱事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。)を受けた者(実施機関の承認を得て、その者から当該事務の一部の委託を受けた者を含む。)をいう。
- (10) 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(11) 「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第21条の2において同じ。)の規定により記録された特定個人情報をいう。

(平17条例16・平17条例22・平27条例20・平29条例1・一部改正)

(実施機関の責務)

第5条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の管理等について必要な措置を講じるとともに、人権意識の高揚、啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、個人情報の管理等に当たつて、職務上知り得た個人情報の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(住民の責務)

第6条 住民は、積極的に人権の擁護に努めるとともに、個人情報の管理等をするときは、個人の基本的な人権を侵害するようなことがあつてはならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その社会的責務を深く自覚し、個人情報の管理等をするときは、個人情報を保護するよう努めなければならない。

(住民等への支援)

第8条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、住民及び事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平17条例16・全改)

(管理の範囲等)

第9条 実施機関は、個人情報の管理をしようとするときは、当該機関の所掌する事務を執行するために必要かつ最小限のものとし、その所掌する事務の範囲を超えてはならない。

2 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定によるものを除いて、次の各号に掲げる個人情報の管理をしてはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種及び社会的差別の原因になると認められる社会的身分に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 管理をすることがこの条例の目的に反すると認められるもので、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて定める事項

(平17条例16・令元条例32・一部改正)

(個人情報取扱事務等の登録)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を町長に届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、次に掲げる事項を町長に届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの目的
- (3) 個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又はファイルの保有をやめたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

5 町長は、前各項の届出に係る事項を記載した登録簿を住民の閲覧に供さなければならない。

(平17条例16・全改)

(特定個人情報保護評価)

第11条 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審議会の意見を聴くものとする。

(平27条例20・全改)

(収集の制限)

第12条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人(以下「本人」という。)に当該個人情報の収集の目的を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外

のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 本人の生命、身体の安全若しくは財産の保護をするうえにおいて緊急を要するとき
又はやむを得ない事情があるとき。
- (4) 公表することを目的として作成された個人情報であるとき。
- (5) 次条第1項各号いずれかの規定に基づく目的外利用によるとき。
- (6) 公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて決定したとき。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報を本人以外のものから収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかに本人に当該個人情報の収集の根拠及びその他規則で定める事項を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、第10条第1項の規定による登録をしなければならない。

4 自己又はその代理人が法令等による個人情報に関する申請行為をしたときは、前項に規定する収集及び通知がなされたものとみなす。

(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の制限)

第13条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、登録された目的の範囲を超えて当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は本人以外のものに提供(以下「目的外利用」という。)してはならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 本人の生命又は身体の安全若しくは財産を保護するうえにおいて緊急を要するとき
又はやむを得ない事情があるとき。
- (4) 情報公開条例第4条の規定に基づく閲覧等の請求があつた場合で、情報公開条例第5条第1項第2号のただし書の規定に該当するとき。
- (5) 実施機関が職務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要があると認めたとき。ただし、実施機関は町以外のものに個人情報を提供する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、目的外利用しようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかに本人に当該個人情報の目的外利用の目的及び内容その他規則で定める事項を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、第10条第1項の規定による登録をしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により目的外利用するときは、個人情報保護のため必要な措置を講じなければならない。

(平17条例16・平27条例20・一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用すること(以下「特定個人情報の目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、実施機関は、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報の目的外利用(情報提供等記録の利用を除く。以下この条において同じ。)をすることができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報の目的外利用をするときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の目的外利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(平27条例20・追加)

(特定個人情報の提供の制限)

第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(平27条例20・追加)

(個人情報の管理)

第14条 実施機関は、個人情報の管理及びこの条例による事務を執行するに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報に関する事務の公正かつ能率的運営を図ること。
- (2) 個人情報の改ざん、破損、滅失、紛失等の防止を図ること。
- (3) 個人情報の保護に係る責任者を定め、管理体制の明確化を図ること。

2 実施機関は、個人情報を保管しておく理由がなくなつたときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善について必要な施策を講ずる場合は、

あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の管理及び事務を処理するため、当該実施機関以外のものとの電子計算機処理による結合を行ってはならない。ただし、当該実施機関以外の機関と結合の必要が生じたときは、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、これを行うことができる。

2 前項ただし書の規定により電子計算機処理による結合を行った場合において、実施機関は、個人情報の漏えい又は不適正な利用により住民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、当該実施機関以外のものに対し報告を求めることができる。

3 実施機関は、前項の規定による報告により住民の基本的な人権が侵害されると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、住民の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、住民の基本的な人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに必要な措置を講ずることができる。この場合において、実施機関は、当該措置を講じた後、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

(平17条例16・平27条例20・一部改正)

(委託に伴う措置等)

第16条 実施機関は、個人情報に関する業務処理を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該実施機関は、委託業務の実施後、速やかに審議会に報告しなければならない。

2 個人情報取扱事務受託者は、個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された事務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。

(平17条例16・全改)

(開示請求の手続)

第17条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し当該個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求

に係る個人情報の本人又はその代理権を有する者であることを証明する書類を提出し、又は提示し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。この場合において、法定代理人が開示請求をする場合で本人の同意が必要なときは、本人の同意書を請求書に併せて提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求しようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、当該請求に係る個人情報を管理していないときは、開示請求を受理しないものとする。この場合において、他に当該情報を管理している機関があるときは、その旨を教示するよう努めなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求を行った者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 実施機関は、次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等に定めがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 取締役、調査、交渉、照会、訴訟等に関するものであって、閲覧等させることにより、実施機関の公正又は適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの

(4) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めたもの

6 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とが記録されている場合において、当該該当する個人情報とそれ以外の個人情報が容易に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する個人情報の記録されている部分を除いて、当該個人情報の開示しなければならない。

7 実施機関は、第5項に規定する個人情報であっても、一定の期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該個人情報を開示しなければならない。

(平17条例16・一部改正)

(存否に関する情報)

第17条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報の存否を答えるだけで、不開示とす

べき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平17条例16・追加)

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該請求に対する開示の決定等を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定等できないやむを得ない理由があるときは、その期間を15日以内に限り延長することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による決定等をしたときは、同項に規定する期間内にその旨を当該請求者に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定を適用するときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 3 前項において、実施機関は、当該開示請求に係る個人情報の開示をすることができない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 4 第1項本文に規定する場合において、第17条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(平17条例16・一部改正)

(開示請求に対する決定の特例)

第18条の2 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して30日(第17条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示請求に対する決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示請求に対する決定をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示請求に対する決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項ただし書に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報についての開示請求に対する決定をする期限

(平17条例16・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条の3 開示請求に係る個人情報に、実施機関及び請求者以外のもの(以下「第三者」

という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示請求に対する決定を行う場合において、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該請求に係る個人情報の表示等を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平17条例16・追加)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第18条第1項の当該開示請求に係る個人の情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。

- 2 前項に規定する当該個人情報の開示は、実施機関が指定する期日及び場所において行うものとする。

(平17条例16・一部改正)

(費用負担)

第20条 前条第2項に規定する当該個人情報の写しの交付及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(平17条例16・一部改正)

(訂正等の請求等)

第21条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し、当該個人情報の記録に誤りがあるとき又は実施機関が登録の範囲を超えて当該個人情報の管理をしているときは、当該個人情報(当該個人情報の削除にあっては、特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の記録の訂正及び削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 前項の規定による訂正等の請求及び訂正等の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「訂正等の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「訂正等の請求」と、「開示を」とあるのは「訂正を」と読み替えるものとする。

- 3 実施機関は、当該個人情報の訂正等を認める決定をしたときは、速やかに当該記録の訂正等を行わなければならない。この場合において、当該個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに対し、当該個人情報の訂正等を通知しなければならない。

(平17条例16・平27条例20・一部改正)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例20・追加、平29条例1・令3条例16・一部改正)

(目的外利用の中止の請求等)

第22条 住民は、自己の個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を管理している実施機関に対し、当該実施機関が当該個人情報を第13条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用しているときは、当該個人情報の目的外利用の中止を請求することができる。

- 2 前項の規定による中止の請求及び中止の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「目的外利用の中止の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「目的外利用の中止の請求」と、「開示を」とあるのは「目的外利用の中止を」と読み替えるものとする。

- 3 実施機関は、当該個人情報の目的外利用の中止を認める決定をしたときは、速やかに当該個人情報の目的外利用の中止を行わなければならない。この場合において、当該個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに対し、当該個人情報の目的外利用の中止を通知しなければならない。

(平17条例16・平27条例20・一部改正)

(特定個人情報の利用停止の請求)

第22条の2 住民は、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定める

ところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第13条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 前項の規定による利用停止の請求及び利用停止の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「利用停止の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示を」とあるのは「利用停止を」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、当該特定個人情報の利用停止を認める決定をしたときは、速やかに当該特定個人情報の利用停止をしなければならない。この場合において、当該特定個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに対し、当該特定個人情報の利用停止を通知しなければならない。

(平27条例20・追加、平29条例1・一部改正)

(審査請求)

第23条 請求者は、第18条第1項又は第21条第2項、第22条第2項若しくは前条第2項において準用する第18条第1項の規定による処分又はその請求に係る不作為に対し不服があるときは、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、情報公開条例第11条第2項及び第11条の2(第5項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条第2項及び第11条の2第1項中「第7条第1項の決定又は閲覧等の請求に係る不作為」とあるのは「第18条第1項又は第21条第2項、第22条第2項若しくは第22条の2第2項において準用する第18条第1項の規定による処分又はその請求に係る不作為」と読み替えるものとする。

3 前項において、請求を認める裁決をしたときは、開示については第19条の規定を、訂正等については第21条第3項の規定を、目的外利用の中止については第22条第3項の規定を、また利用停止については前条第3項の規定を準用する。

(平17条例16・平27条例20・平28条例8・令元条例32・令3条例16・一部改正)

(運用状況の公表)

第24条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について住民に公表するものとする。

(苦情相談の処理)

第25条 町長は、個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(平17条例16・全改)

(実施機関に対する苦情の処理)

第25条の2 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適正にこれを処理するよう努めなければならない。

(平17条例16・追加)

(適用除外事項)

第26条 この条例は、法令等に個人情報(個人情報の開示にあつては、特定個人情報を除く。)の開示、訂正等及び異議の申し立ての手續が定められている場合については、適用しない。

2 町長は、前項の規定による場合であっても基本的人権の侵害を未然に防止し、人権の擁護に資するため必要があると認められるときは、当該個人情報の開示について必要な措置を講じることができる。

3 町長は、前項の規定による措置を講じるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(平17条例16・平27条例20・一部改正)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平17条例16・旧第28条繰上)

(罰則)

第28条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者若しくは個人情報取扱事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第4条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工

したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例16・追加)

第29条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人に関する情報(情報公開条例第3条第1号に規定する情報をいう。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例16・追加)

第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例16・追加)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第28条又は第29条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平17条例16・追加)

第32条 第28条から前条までの規定は、島本町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平17条例16・追加)

第33条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平17条例16・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに管理等をしている個人情報については、この条例の規定により処理したものとみなす。

3 この条例の施行日の前日までに個人情報に関する処理委託契約をした当該契約については適用しない。

(島本町情報公開条例の一部改正)

4 島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和62年3月12日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
(島本町情報公開条例の一部改正)
- 2 島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成6年3月4日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、改正前の島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)第4条若しくは改正前の島本町個人情報保護条例(昭和60年条例第2号)第17条第1項の規定による閲覧等の請求等又は改正前の島本町情報公開条例(昭和58年条例第24号)第11条第1項若しくは改正前の島本町個人情報保護条例(昭和60年条例第2号)第23条第1項の規定による異議の申し立てがされている事件の処置については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月13日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務について」とする。
- 3 この条例の施行の際現に保有している個人情報ファイルについての第10条第3項の規定の適用については、「個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは」とあるのは、「現に保有している個人情報ファイルについて」とする。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の島本町個人情報保護条例第17条第1項の規定によりなされた個人情報の閲覧等の請求は、改正後の島本町個人情報保護条例第17条第1項の規定によりなされた個人情報の開示請求とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月28日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日条例第20号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条に2号を加える改正規定、第11条の改正規定及び第13条の次に2条を加える改正規定(第13条の3に係る部分に限る。) 平成27年10月5日
- (2) 第21条の次に1条を加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成28年3月29日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月3日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(令和元年12月24日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月28日条例第16号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。